

厚真町協働型地域おこし協力隊及びその受入れ事業者募集要領

北海道厚真町は、北海道中央南部、太平洋に面する農村地帯で、道都札幌、海洋物流拠点の苫小牧、そして空の玄関口である新千歳空港に近接する人口約4,300人の町です。北海道の中では積雪量の少ない比較的温暖な気候の町で、陸・海・空のすべての交通アクセスに恵まれ、首都圏とも日帰り往復が可能です。

近年は、ローカルベンチャースクールなど独自の起業家支援の取り組みにより、多彩でユニークな人材が町内に集まり、人が人を呼ぶ新しい流れが起きています。

今後、厚真町の一層の地域力の持続的な維持・強化を図るため、厚真町協働型地域おこし協力隊（以下、「協力隊」という）及びその受入れ事業者（以下、「事業者」という。）を募集します。

1 協力隊について

活 動 内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1 厚真町に所在する事業者での新規事業の推進に係る業務：自らの技能を活かし、民間事業者の新規事業の開発による事業拡大及び地域経済の活性化を目指した業務（事業の実施） 2 地域おこし活動：地域のイベント支援や地域活動等への参加 3 その他、地域活性化に資する活動、活動報告会への参加
募 集 対 象 者	<p>委嘱時点で次のすべての項目に該当する方が対象になります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委嘱時点で成人である方（委嘱年度の4月2日以降に18歳以上の方）。 2 現在、3大都市圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、岐阜県、三重県、大阪府、京都府、奈良県及び兵庫県をいう。）をはじめとする都市地域等のうち、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）及び半島振興法（昭和60年法律第63号）に指定された地域以外の地域及び政令指定都市に生活の拠点を置く住民で、本町に住民票を移すことができる方。 3 地域活性化に熱意があり、事業を推進するために必要な技能を有する方。 4 心身ともに健康で、誠実に職務ができる方。 5 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事項に該当しない方。 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない方。
募 集 人 員	若干名
勤 務 地	厚真町
活動日及び時間	<ol style="list-style-type: none"> 1 活動日：事業者との相談により変動します。 2 活動時間：1日7時間45分、週38時間45分を原則としますが、事業者との契約内容によります。
身 分 ・ 任 期	1 身分

	<p>(1) 身分は「厚真町起業型・協働型地域おこし協力隊設置要綱」に基づき、町長が委嘱します。(町と雇用契約は結びません)</p> <p>(2) 事業者との雇用契約による正社員または委任契約による取締役(代表権のある取締役を除く)として業務を行います。</p> <p>2 任期</p> <p>(1) 協力隊の任期は、1年以上3年以下の期間とします。</p> <p>(2) 委嘱の日から1年間(ただし、年度の途中での委嘱の場合は委嘱年度終了まで)。委嘱状の交付は年度ごとに行い、業務・活動状況などの評価を行い、最長3年まで任期を延長することができます。</p>
待遇・福利厚生等 (事業者への助成額)	<p>1 報償費：月額上限265,000円(基本給または役員報酬に対して事業者へ助成し、事業者から協力隊に支払われます)</p> <p>※町内に住民票登録する扶養家族がいる場合、上限額に10,000円を上乗せ</p> <p>※事業者との契約によります。</p> <p>※役員報酬の場合には月額上限額に事業者が上乗せして支払うこととします。</p> <p>2 活動費助成：予算の範囲内で事業者へ助成(住宅家賃相当分、活動車両維持・燃料費、研修費、消耗品・備品(協力隊本人が活動を行う上で必要な経費で、汎用性が高いものは不可))</p> <p>※汎用性の高い消耗品・備品のうち、パソコンまたはタブレット1台(上限150,000円)は可とします。</p> <p>※協力隊自身が月ごとに助成申請を行います。</p> <p>3 福利厚生：事業者との契約によります。</p> <p>4 年次休暇：事業者との契約によります。</p>

2 対象事業者について

対 象 事 業 者	<p>1 協力隊員新規委嘱時点で、起業後5年以内または既存事業者内で新規事業(日本標準産業分類 小分類)を起こして5年以内の事業者。</p> <p>2 厚真町内に居住する個人事業主、または町内に拠点を置く法人で、事業実績がある者(拠点を置くとは町内に本店・支店を登記することまたは町内に営業所を置くことを指します)。</p> <p>※ただし、事業実績が1年以上あり、決算書または確定申告書を提出することを要件とします。また、町内に営業所を置いて申請する場合は、営業所を設置してから申請日までに、申請する事業内容で1年以上の町内での実績があることを要件とします。</p> <p>3 協力隊の受入により事業を成長させ、地域活性化につなげる意欲のある事業者。</p> <p>4 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。同条第2項の規定に基づく本町の入札参加制限を受けていない</p>
-----------	--

	<p>こと。</p> <p>5 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生可能法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続の申立てを行っている者でないこと</p> <p>6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。</p> <p>7 公租公課の滞納がないこと。</p>
協力隊受入れ 人数・条件	<p>1 対象事業者が受入れできる協力隊は、一事業者につき申請任期中において2名を上限とし、かつ同時に2名を受入れる場合は協力隊以外の正規雇用（期間の定めのないフルタイム）従業員がいることとします。また、報償費及び活動費は助成上限額の範囲内で助成するものとします。</p> <p>※事業者：グループ企業等の関連法人、合同会社及び団体等の構成法人、二親等以内の親族関係にある法人及び二親等以上においても事業性の結びつきが強いと判断される法人、代表者を同一とする法人又は個人事業主については同一事業者とみなします。</p> <p>2 事業者が協力隊を雇用契約による正社員または委任契約による取締役（代表権を持つ取締役を除く）として受け入れた場合に、基本給または役員報酬を補助します（上限あり）。ただし、協力隊が取締役になる場合、事業者が助成額に上乗せして報酬を支払うこととします。</p> <p>※協力隊である正社員が任期途中に取締役になる場合、申請時事業計画の業務内容を継続することとし、変更を要する場合には業務内容変更申請（任意様式）を行わなければなりません。</p>
助成申請方法	<p>1 協力隊に係る助成は、協力隊への支払い実績をもって、助成上限額の範囲内で助成します。また、支払い方法は、3か月ごとの精算払いのみとします。</p> <p>2 協力隊の委嘱決定後、厚真町補助金等交付規則に基づき交付申請を町に提出しなければなりません。交付申請は、年度ごとに申請するものとし、申請当該年度のうち、委嘱期間を助成対象期間とします。申請には事業計画書、収支計画書、雇用契約書または委任計画書を添付してください。</p>
申請手続き等	<p>1 応募方法 事業者は2（1）で規定する提出書類を申請書受付場所に郵送もしくは持参にて提出するものとします。</p> <p>2 提出書類及び協力隊の募集 （1）提出書類 ①厚真町協働型地域おこし協力隊事業計画書（様式1号-1） ②厚真町協働型地域おこし協力隊事業計画書（収支計画書）（様式1号-2） ③町税等の状況調査同意書（様式2号）</p>

	<p>④町内に拠点があることがわかる証明書の控え 町内に本店・支店を置く法人の場合：事業者の登記事項全部証明書 町内に営業所を置く法人の場合：本店の登記事項全部証明書及び法人設立・設置届出書の控えのコピー（町内での事業開始日（法人設立・設置届出書受領日）から当該申請日までに1年以上の期間が経過したことがわかること） 個人事業主の場合：町内に1年以上居住実績があることがわかる住民票</p> <p>⑤事業者の決算書（直近3年分、自由様式） 個人事業主の場合には確定申告書（直近3年分） ※3年の事業実績がない場合でも、1年以上の決算書・確定申告書を提出することとします。</p> <p>⑥雇用契約書（案）または委任契約書（案）及び就業規則（案） （従業員10人以上の場合）</p> <p>(2) 協力隊候補者の募集 提出書類の内容に準じ、町内の挑戦者を紹介するHP「あつまのおと」に地域おこし協力隊候補者募集記事を掲載します。必要に応じて取材、撮影を行う場合があります。また、事業者による人材募集を妨げるものではありません。</p>
--	---

3 協力隊候補者のエントリー及び事業者の申請並びに審査の流れ

協力隊候補者の エントリー及び 審査	<p>1 審査の流れ</p> <p>(1) 事業者の申請及び審査 事業者は、期日までに申請書類を提出し事業実現性審査を受けます。また、「あつまのおと」への記事掲載の取材を受け、協力隊候補者の募集が始まります。また、協力隊候補者の審査会にもご参加いただきます。 ※協力隊候補者の応募がない場合もありますのでご了承ください。</p> <p>(2) 協力隊候補者の応募及び審査 協力隊候補者はローカルベンチャースクールへのエントリーを必須条件とし、1次審査に臨みます。また、事業者も審査会に参加してください。</p> <p>(3) 協力隊候補者の最終審査 1次審査通過者のみ最終審査会に参加していただきます。なお、1次審査終了後、最終審査会まで概ね1ヶ月の期間があります。この期間で事業プランの見直しや精度を高めて最終審査会に臨んでいただきます。なお、1次審査同様に事業者も審査会に参加してください。協力隊候補者、事業者、審査員の合意により合格となります。 詳しくは「あつまのおと (https://www.atsuma-note.jp/)」をご覧ください。</p>
--------------------------	---

※協力隊候補者及び事業者とも審査会を欠席した場合は、いかなる理由であろうとも失格とします。

2 審査・委嘱スケジュール

項目	日程
事業者申請締切	令和5年9月22日(金) ※申請順に事業性の審査を行います。 ※申請順に募集記事の掲載を行っていきます。
協力隊候補者エントリー締切	令和5年10月31日(火)
審査会(ローカルベンチャースクール)	1次審査:令和5年12月8日(金)、9日(土)、10日(日) 最終審査:令和6年1月20日(土)
委嘱日	令和6年4月1日以降

3 審査結果

審査結果は、審査終了に会場で協力隊候補者にお伝えします。事業者と協力隊候補者で確認し、最終審査後に様式1号-3および様式1号-4を提出してください。

4 事業者は毎年度末に事業報告書(様式3号-1、様式3号-2)を提出してください。業務・活動状況が基準に満たない場合は、協力隊の委嘱を更新しないことがあります。

4 事業者の申請書受付場所及び問い合わせ先

〒059-1692

北海道勇払郡厚真町京町120番地

厚真町まちづくり推進課復興推進グループ

電話:0145-27-3179(直通)

FAX:0145-27-2328

mail:hukkou@town.atsuma.lg.jp

応募に関しご不明な点がございましたら、別紙「質問票」に記入して上記ファックス番号宛またはEメールアドレス宛に送信してください。